

中央区立晴海こども園 重要事項説明書

1 事業者

名 称	中央区
所在地	東京都中央区築地1-1-1
電話番号	03-3543-0211
代表者氏名	中央区長

2 指定管理

名 称	ライクキッズ株式会社
所在地	東京都渋谷区道玄坂1-12-1
電話番号	03-6431-9966
代表者氏名	代表取締役 岡本 泰彦

2 園目標

<p style="text-align: center;"><u>保育・教育理念</u> のびやかに育てだいちの芽</p> <p style="text-align: center;"><u>保育・教育方針</u></p> <ul style="list-style-type: none">● 陽だまりのようなこども園● 子どもと共に輝いていけるこども園● 地域と共に育つこども園 <p style="text-align: center;"><u>保育・教育目標</u></p> <p style="text-align: center;">遊びと豊かな体験を通じ、 未来に向かって生きていく力を育みます。</p> <ul style="list-style-type: none">* 自然を愛し、心身共に健やかな子ども* 仲間と関わり、人を思いやれる子ども* 自己を表現できる子ども* 自分で考え行動し、意欲と根気のある子ども

3 こども園の概要

名称	中央区立晴海こども園
所在地	中央区晴海 2-4-3 1
電話番号	03-3534-3551
事業認可年月日	平成 24 年 12 月 1 日
園長氏名	丹羽 夏代子
利用定員	(長時間・保育所部分) 0 歳児 12 名 1 歳児 15 名 2 歳児 18 名 3・4・5 歳児 各 25 名 計 120 名 (短時間・幼稚園部分) 3・4・5 歳児 各 10 名 計 30 名
職員数	29 名
特別保育の実施状況	0 歳児保育、延長保育、時間外保育、 発達促進保育、一時預かり
職員への研修の実施状況	職員の経験及び経歴に応じた研修を随時実施し、 資質の向上に努めている。

4 開園日・保育時間及び休園日

開園日	月曜日から土曜日まで
保育標準時間の保育時間	午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで (延長保育は午後 6 時 30 分から 7 時 30 分まで)
保育短時間の保育時間	午前 9 時から午後 5 時まで (延長保育は午前 7 時 30 分から午前 9 時、午後 5 時から午後 6 時 30 分まで、必要に応じ午後 7 時 30 分までの延長も可能)
(認定こども園 短時間・幼稚園部分) 基本保育・教育時間	午前 9 時から午後 2 時まで (長期休業日 (春季・夏季・冬季) の設定はなし) 時間外保育は午前 7 時 30 分から午後 9 時まで又は午後 2 時から午後 5 時までとする。但し利用定員あり。
休園日	日曜・祝日、年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日まで) 認定こども園の基本保育は土曜日も休園

5 施設の概要

敷地面積	1,507.43 m ²
建物	鉄筋コンクリート造地上 4 階地下 11 階の 1、2 階の一部 晴海児童館との複合施設 延床面積 1,654.46 m ²
施設の内容	保育室 7 室 426.15 m ² 、遊戯室 117.76 m ² 、事務室 65.84 m ² 、 調理室 58.66 m ² 、沐浴室・調乳室 36.42 m ² 、その他 949.63 m ²

6 職員体制

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園 長	1	1		
主 任	2	2		
保育士	21	21		
看護師	1	1		
栄養士	1	1		
調理師	4	3	1	
事 務	1	1		
用 務	1		1	
嘱託医	1	1		

※上記職員の員数等は、利用する子どもの歳児と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（午前8：30から午後5：30）
主任・保育士	正規の勤務時間帯（午前7：30から午後7：30）
看護師	正規の勤務時間帯（午前8：30から午後5：30）
調理	正規の勤務時間帯（午前8：30から午後5：30）

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとなります。土曜日については、就労（勤務証明書に土曜勤務の記載がある方）など就労など保育が必要となる方のみとなります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりです。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を区から交付されている方の場合、午前7時30分から午後6時30分までの範囲内で保育を必要とする時間となります。（保育時間は保育園の開所時間とは異なります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、入園内定後、ご家庭の状況（保護者の就労の実態、通勤時間等）をお尋ねし、保育園長が決定します。）

なお、上記以外の時間帯において、急な残業などやむを得ない理由により

保育が必要な場合は、午後7時30分までの範囲内で延長保育を提供いたします。延長保育は、月極利用とスポット利用の二種類があります。延長保育の利用に当たっては、区にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を区から交付されている方の場合、午前9時から午後5時までの範囲内で保育を必要とする時間となります（保育時間は保育園の開所時間とは異なります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、入園内定後、ご家庭の状況（保護者の就労の実態、通勤時間等）をお尋ねし、保育園長が決定します。）。

なお、上記以外の時間帯において、急な残業などやむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前7時30分から午前9時、午後5時から午後6時30分までの範囲内で延長保育を提供いたします。また、必要に応じて午後6時30分から午後7時30分までの延長保育も提供いたします。延長保育の利用に当たっては、区にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。

保育短時間は、月極延長利用はできません。

(3) 産前産後休暇、育児休業中の保育時間

産前産後休暇、育児休業中はご家庭で保育が可能なため、早番、遅番にかかる時間帯のお預かりは、原則できません。具体的な保育時間の設定については、保護者と相談の上、保育園長が決定します。なお、保育時間が短縮されることで、保育必要量を「保育標準時間」から「保育短時間」へ変更することができます。

(4) 「慣れ保育」について

① 新入園児

入園直後は、生活リズムの変化や不安から体調を崩しやすくなります。また、初めて親元から離れ、集団の中へ入ると精神的に不安定（夜泣き・登園拒否等）になりがちです。

さらに、乳幼児突然死症候群（SIDS）などの事故は預け始めの時期が多く、園児のストレスが高くなるこの時期は、特にきめ細かな注意を要します。

当保育園では、園児の負担を軽くし保育園や保育士に慣れていただくとともに、重大事故を防止するため、「慣れ保育」をお願いしています。園児の状況により、初日は1時間程度から保育を開始し、概ね1週間から2週間の期間中に段階的に保育時間を延ばすなど、個々に対応します。

② 転園児

転園により入園する園児についても、新しい保育園・新しい保育士に慣れていただくため、「慣れ保育」をお願いします。新入園児と同様に個々に対応します。

(5) その他

保育園は保護者の就労や病気等の理由で保育を必要とするお子さんを、保護者に代わって保育するところです。家事や余暇のための時間は、保育園を利用することはできません。

- (6) 認定こども園(保育所型) 「1号認定子ども」に係る基本保育・教育時間 午前9時から午後2時までとなります。長期休業日(春季・夏季・冬季)の設定はありません。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前7時30分から午前9時まで又は午後2時から午後5時までの範囲内で時間外保育を提供いたします。但し利用定員があるため、必ずご利用できるとは限りません。利用にあたっては、区にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。

9 提供する保育等の内容

保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)及び幼稚園教育要領(平成29年文部科学省告示第62号)並びに保育計画を踏まえ、養護と教育の両方の視点から以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育及び延長保育の提供

上記8に記載する時間において、保育を提供します。

- (2) 発達促進保育

園児の発達等の課題を早期に発見し、支援を行うことにより、園児の健やかな発達及び子育て支援事業の一環として発達促進保育を行っています。心身障害児及びこれに準ずる園児について、福祉センター等と連携し、適切に配慮した集団保育を行います。クラス定員に空きがある場合には、集団保育が可能な保育を必要としない児童についても保育を行います。

また、子ども発達支援センターとの連携により、臨床心理士等の相談員が保育園を巡回しており、発達に心配がある園児等に対して、保育を行う上での専門的な助言を受けています。助言内容等については、必要に応じて保護者とその情報を共有します。

- (3) 体験保育

園児と一緒に遊び、お子さんの成長を確認していただくとともに、育児について相談ができる体験保育を行っています。

- (4) 地域交流

園児に対してより良い環境をつくるため、園児と地域の方々が保育園等を利用し相互の交流を深めています。

- (5) 一時預かり

生後57日から未就学児までのお子さんを一時的に預かる一時預かりを行っています。個々の子どもの状況を理解し、安心して利用頂けるよう努め、子育て支援の役割を果たしています。

- (6) その他保育に係る行事等

生活の中で楽しむ行事・伝統文化を大切にしていける行事・成長の節目となる行事等、行事の位置づけやねらいを明確にして取り組んでいます。

(7) 給食の提供

園児に昼食やおやつを提供しており、献立表を毎月配布します。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

教育・保育給付認定を受けた区に対し、区が定めた保育料基準額の階層区分により、保育料をお支払いいただきます。

※令和元年10月1日より、3歳児クラスから5歳児クラスまでの園児の保育料が無償になります。無償化については11ページ【参考】保育の無償化についてをご覧ください。

(2) 延長保育に係る利用者負担

月極延長保育の保育料については、区が定めた保育料基準額の階層区分によりお支払いいただきます。

保育標準時間のスポット延長保育の保育料は、区が定めた延長保育料基準額の階層区分がA又はBの方は0円、それ以外の方は一回当たり400円となります。

保育短時間の延長保育の保育料は午前7時30分から午前9時まで及び午後5時から午後6時30分までは240円、午後6時30分から午後7時30分までは400円となります。

スポット延長は、急な残業や仕事の繁忙期などの理由による利用となります。

(3) 副食の提供に係る利用者負担

① 「1号認定子ども」のお子さまについては、月額4,500円となります。

但し区民税所得割額が世帯合計で13万円未満の方と、所得に関わらず小学校第3学年までに在籍するお子さまが同一の世帯に3人以上いる場合に、年長者から数えて3番目以降のお子さまからは徴収しません。

② 上記①を除く満3歳となった後の最初の4月1日から小学校入学前までの間のお子さまについては、月額4,500円となります。但し区民所得割額が世帯合計で13万円未満の方と、所得に関わらず保育所等に在籍するお子さまが同一世帯に3人以上いる場合に、年長者から数えて3番目以降のお子さまからは徴収しません。

(4) 「1号認定子ども」の時間外保育料

「1号認定子ども」の時間外保育料は、午前7時30分から午前9時までは240円（但し1か月上限3,000円）、午後2時から午後5時までは580円（但し1か月上限7,250円）となります。

区から保育の必要性の認定を受けた方は、時間外保育料が月額11,300円

まで無償となります。保育の必要性の認定には、就労等の要件があります。時間外保育料は、保育の必要性の認定を受けた後、支払った利用料に対する給付を区に請求することで無償化されますので、こども園には、利用料をお支払いいただきます。

※無償化については11ページ【参考】保育の無償化についてをご覧ください。

(5) 一時預かりの利用料は1時間800円となります。(別途給食を利用する場合は1食300円)

(6) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)、(2)、(3)、(4)、(5)に掲げる保育料等のほか、園外保育における施設利用料等を徴収する場合があります。お支払方法等については、別途お知らせします。

(その他料金)

- ・体操着(上下)4,210円～6,315円(金額はサイズ別となります。)
- ・カバン 3,720円
- ・スモック 2,080円～3,120円(金額はサイズ別となります。)
- ・フェリカカード代 1枚110円(1～2枚目は無料)
- ・安心伝言板カード代 1枚330円(1枚目は無料)

11 利用の終了に関する事項

当保育園は、以下の場合に保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 入園した月に登園が一度もなかったとき、または登園がないまま2か月を経過したとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

12 嘱託医等

当園は、下記の医師に嘱託医をお願いしており、園児の健康診断を実施しています。

医療機関の名称	たけぶちファミリークリニック
医師名	院長 竹渕一宏
所在地	東京都中央区晴海2-5-24 晴海センタービル1階
電話番号	03-3534-2757

※ 歯科については、京橋歯科医師会に歯科医師の派遣を依頼して、歯科検診を実施しています。(年2回)

13 緊急時の対応

お預かりしている園児に症状急変等の緊急事態が発生した場合には、家庭状況調査書を基に、保護者の指定する緊急連絡先や医療機関へ速やかに連絡を行います。

なお、連絡がつかない場合や緊急を要する場合には園の判断において救急（119番）へ連絡をいたします。（聖路加国際病院や大学病院等を受診する場合は、「初診時特定医療費」が保護者の負担になります）

14 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

<p>当園 ご利用相談窓口</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 園 長 ・ご利用時間 午前7：30 から 19：30 ・電話番号 03-3534-3551 F A X 03-3534-3552 <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>	
<p>中央区の相談窓口</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援課保育園係 電話番号 03-3546-5446 ・福祉サービス苦情・相談窓口（第三者委員による） 電話・F A X 番号 03-3546-8373 （毎月第1・3水曜日午後1時～午後5時） 	
<p>第三者委員</p>	<p>明石 要一</p>	<p>電話番号 043-254-2110</p>
	<p>薩埵 稔</p>	<p>電話番号 03-3536-1306</p>

※ 当園では上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱（すまいるBOX）を設置しています。

15 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定めている「中央区地域防災計画」、園の「消防計画書」「災害マニュアル」により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・スプリンクラー 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

※「中央区こども安全安心メール」

防犯対策の一環として保護者の方に地域の防犯情報などを配信できるサービスを導入しています。警察や地域から連絡のあった不審者の目撃情報等を携帯電話やパソコンにメールで配信するサービスです。

登録・配信は無料ですが、受信料は保護者のご負担となります。

16 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

在園する園児にの不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

日本スポーツ振興センターの災害共済給付は、園において児童が災害にあった場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う公的給付制度です。

中央区では、全園児が加入し、共済掛金については全額、区が負担します。また、当園では、お子様のけが等には十分注意して保育しますが、万一、けがや設備備品・個人の持ち物を壊してしまったような場合には、加入している総合補償制度により補償させていただきます。補償金額は下記の通りです。

【総合賠償責任保険】

＜施設・業務遂行リスク、製造物・完成作業リスク＞

対人賠償	1 事故	5 億円
対物賠償	1 事故	5 億円

＜受託物リスク＞

対物賠償	1 事故	1,000 万円
------	------	----------

【傷害保険】

死亡・後遺障害	100 万円
入院日額	1,500 円
通院日額	1,000 円

17 個人情報の取扱い

運動会、就学祝賀式などの公開する行事において、保護者の方が記録するビデオ・写真などについては、個人情報保護法の趣旨をご理解いただき、むやみに第三者への提供を行わないようにしてください。(インターネットやSNS等も含みます)

18 その他の留意事項

喫煙	敷地内はすべて禁煙です。
登降園	駐車スペースがないため、自動車による送り迎えはできません。自転車による送り迎えは可能ですが、保育時間中の長時間止められる駐輪場はありません。
その他	登降園時にはフェリカカードにて、時間の登録をお願いいたします。
保育中の中抜け ・出戻りについて ※原則お受けできません。	登園後に習い事・予防接種等、私用で園を出られる場合、原則降園とさせていただきます。 ※保育中の中抜け等のご遠慮下さい。また、予防接種後の登園もお控え下さい。

【参考】保育の無償化について

◆対象世帯・無償化の範囲・手続きの有無

	対象世帯	無償になる保育料の範囲		手続きの有無
認可保育所、 認定こども園	・3から5歳児クラスの全世帯 ・0から2歳児クラスの住民税 非課税世帯	全額（副食費を除く）		新たな手続きは不要
認定こども園 （短時間・幼 稚園部分）	・3から5歳児クラスの全世帯	全額（副食 費を除く）	時間外保育（預かり保 育）を利用する場合、 別途月額最大11,300 円（※1）	時間外保育（預かり保育）を無 償で利用する場合 「保育の必要性の認定」が必要 （※2） 時間外保育（預かり保育）を利 用しない場合 新たな手続きは不要
認可外保育施 設など（※3）	・3から5歳児の全世帯 ・0から2歳児の住民税非課税世帯	・3から5歳児 月額最大37,000円 ・0から2歳児 月額最大42,000円		「保育の必要性の認定」が必要
就学前障害児 の発達支援 （※4）	・3から5歳児の全世帯 ・0から2歳児の住民税非課税世帯 （※5）	全額		新たな手続きは不要

（※1）時間外保育（預かり保育）の利用料は、保護者の方が①保育の必要性の認定を受ける②通っているこども園に利用料を支払う③支払った利用料に対する給付を区に請求することで、月額最大11,300円まで無償となります。

なお、認可外保育施設等の利用料は合算対象とすることができません。

（※2）認可保育所にお申し込み中の方につきましては、新たな手続きは不要です。手続き不要の対象者であるかについては、保育入園係へお問い合わせください。

（※3）認証保育所、認可外保育施設、一時預かり、病児病後児保育、ファミリーサポート事業などです。

（※4）児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援です。

（※5）障害児の発達支援を利用する0から2歳児の住民税課税世帯は全額免除の制度があります。

◎手続きに必要な書類の様式については、中央区のHPからダウンロードすることができます。

【問い合わせ（申し込み）先】

- ・認可保育所・認定こども園、「保育の必要性の認定」・「給付の認定」に関すること

子育て支援課保育入園係/電話 03-3546-5387・9587

- ・時間外保育（預かり保育）の請求手続きに関すること

- 子育て支援課保育運営係/電話 03-3546-5422
- ・障害児発達支援に関すること
- 障害者福祉課相談支援係/電話 03-3546-6032

同意書

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき
重要事項の説明を行いました。

中央区立晴海こども園

説明者職名：園 長

私は、本書面に基づいて中央区立晴海こども園の利用に当たっての重要
事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

園児氏名：

保護者氏名：

印

個人情報使用同意書

下記の園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・ 園生活において園児が潤滑に園生活を送れるようにするため、もしくは園生活を保護者に対してお知らせする場合など、必要に応じて使用します。
- ・ 保育の記録として使用します。
- ・ 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・ 他の保育園へ転園する場合その他の兄弟姉妹が別の施設に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 緊急時において、病院その他の機関に対して必要な情報提供を行うこと。

中央区立晴海こども園 園 長

年 月 日

園児氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

保護者住所 _____